

## 第7回 総務委員会記録

- 1 日 時 令和4年12月16日(金) 午前10時00分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 6名
- |         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 委 員 長   | 岩 崎 芳 昭 | 委 員 | 渡 部 道 宏 |
| 副 委 員 長 | 天 野 京 子 | ”   | 小 嶋 正 彰 |
| 委 員     | 宮 崎 淳 一 | ”   | 高 田 保 則 |
- 4 欠席委員 0名
- 5 欠 員 0名
- 6 職務出席者 1名
- |     |         |
|-----|---------|
| 議 長 | 佐 藤 栄 一 |
|-----|---------|
- 7 説明員 6名
- |             |         |         |         |
|-------------|---------|---------|---------|
| 副 市 長       | 西 澤 澄 男 | 地域共生課長  | 高 橋 正 一 |
| 総 務 課 長     | 吉 越 哲 也 | 妙高高原支所長 | 横 田 晃 悦 |
| 企 画 政 策 課 長 | 葭 原 利 昌 |         |         |
| 財 務 課 長     | 大 野 敏 宏 |         |         |
- 8 事務局員 2名
- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 阿 部 光 洋 | 主 査 | 貫 和 志 行 |
|-----|---------|-----|---------|
- 9 件 名
- |          |                                      |
|----------|--------------------------------------|
| 請願第 1 号  | 免税軽油制度の継続を求める請願書                     |
| 議案第 84 号 | 妙高市過疎地域持続的発展計画の変更について                |
| 議案第 76 号 | 妙高市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例議定について     |
| 議案第 77 号 | 妙高市個人情報の保護に関する法律施行条例議定について           |
| 議案第 78 号 | 妙高市情報公開条例の一部を改正する条例議定について            |
| 議案第 79 号 | 妙高市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議定について    |
| 議案第 80 号 | 妙高市人と地球が笑顔になるSDGs推進条例議定について          |
| 議案第 88 号 | 令和4年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第11号)のうち当委員会所管事項 |

---

○委員長(岩崎芳昭) ただいまから総務委員会を開会します。

これより議事に入ります。

請願第1号の請願1件、当委員会に付託されました案件は、議案第84号の事件議決1件、議案第76号から議案第80号の条例関係5件、議案第88号の所管事項の補正予算1件の合計8件であります。

---

請願第1号 免税軽油制度の継続を求める請願書

○委員長（岩崎芳昭） 最初に、請願第1号 免税軽油制度の継続を求める請願書を議題とします。

まず、紹介議員より請願についての説明を求めます。関根正明議員。

○関根議員（関根正明） 今回も、例年、何回かお願いしている請願であります。免税軽油制度の継続を求める請願書というのを上げさせていただきました。

こちらの事項といたしまして、免税軽油制度を継続していただくことを国等に提出していただくということの請願になります。その理由といたしまして、免税措置は10年余り索道業界の運動により、索道業界ばかりじゃなく、主に県スキー観光産業振興協議会が積極的に行って、平成11年から認められたものであります。平成21年度の改正では道路特定財源から一般財源化され、これに伴い、免税軽油制度が平成24年3月末で廃止される状況になりました。その後4年ほど免税軽油制度の継続を求める請願書を提出し、市町村議会議員及び国会議員の力添えにより、免税の継続を求める請願を提出し、免税制度が存続されました。これも令和6年3月で終了となります。特に各市町村の冬季観光を支えてきたスキー場においては、ゲレンデの整備車、降雪機でも使用する軽油が免税となっておりました。当新潟地区部会の免税分は、索道収入の約1.2%です。これが軽油引取税として課税されると、スキー場の経営はさらに厳しいものとなります。スキー場の経営維持のために免税軽油制度の存続が必要です。各市町村の観光産業及び地域経済、地方雇用にも大きな打撃を与えることが危惧されます。つきましては、地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び政府関係機関に意見書を提出していただくとともに、請願内容の実現のために働きかけをお願いいたします。委員各位の御賛同のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○委員長（岩崎芳昭） これより請願第1号に対する紹介議員への質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて質疑を終わります。

これより順に委員の皆さんの本請願に対する意見を聞きたいと思います。

宮崎委員。

○宮崎委員（宮崎淳一） 宮崎です。よろしくをお願いいたします。

当妙高市においてもですね、観光産業、これから冬に向かってスキー場にたくさんのお客さんをお呼びしなければいけません。その状況にあって、こういった免税軽油というのは大変重要な役割を果たしているというふうに私は考えております。そしてですね、今後もですね、継続していただけるようにですね、私のほうからもお願いいたします。私からの意見といたします。

以上です。

○委員長（岩崎芳昭） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） 私は、この制度については賛成でございます。なぜかと申しますと、今妙高市が進めているウインターリゾート、スノーリゾートに対して、軽油に課税するという事はそれに水を差す結果になりかねない。であれば、軽油の減税ということでスキー場の整備を一層よくして、より客を呼び込むという方向がこれからより一層充実されるべきであって、ここで止めるべきではないと思いますので、賛成の立場で発言させていただきます。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 私も賛成の立場でお願いします。今話が出たような経営安定という面だけではなくてですね、スキー場の安全対策、いざというときにはですね、ゲレンデ整備車とかがですね、まず第一に出動しなきゃなら

ない。こういう安全確保対策ということも含めてですね、非常に重要であるというふうに思いますので、賛成をさせていただきます。

以上です。

○委員長（岩崎芳昭） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 私も賛成の立場であります。この免税軽油については、私も農業者でありますので、農業機械も免税軽油の恩恵を受けております。32円10銭ということで、今燃料高騰の中で非常に大きな数字になっていると思います。そういうことで、スキー場関係もですね、私も以前紹介議員ということで賛同をお願いしたわけですが、今のスキー場経営はですね、非常に御存じのとおりスキー人口、ホワイトシーズンの観光客が少ないということで、厳しい経営をしております。ただ、安心、安全なスキー場を提供するという意味については、決して人的、それから機械的には減らせないというようなことで、非常に売上げの少ない中でゲレンデの安全、安心を守っていかなくちゃいけないと。そういうことで、この燃料については非常に大きな要素を占めるということでございますので、ぜひスキー場の皆さんの後押しをするためにもこの免税軽油の推進をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（岩崎芳昭） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 皆さんが言ってくださった意見同様でございます。燃料高騰している中でこれを今回やめるということは、非常に地元の皆さんを落胆させることであり、ぜひとも継続ということでお願いをしたいと思いません。賛成です。

○委員長（岩崎芳昭） 続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて討論を終わります。

これより起立により採決します。

請願第1号 免税軽油制度の継続を求める請願書については、採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（岩崎芳昭） 着席願います。

賛成委員全員であります。

よって、請願第1号は採択されました。

請願第1号は採択となりましたので、意見書を提出する発議の提案に当たり、提出者及び賛成者及び提出する意見書を決定する必要があります。

まず、提出者及び賛成者を決定したいと思います。この決定について何か御意見ございませんか。

渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） 提出者は委員長、賛成者は賛成委員全員ということでいかがでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） ただいま渡部委員より提出者は委員長、賛成者は賛成委員全員という意見が出されました。

お諮りします。ただいまの提案のとおり、提出者は委員長、賛成者は賛成委員全員とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、意見書文案の精査について何か御意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） 特にないようですので、本案文を意見書としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

お諮りします。本意見書につきましては、その字句等の整理を会議規則109条の規定により、委員長に委任された  
いと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は委員長に委任することに決定されました。

関根正明議員、ありがとうございました。

以上で請願の審査を終了します。

---

#### 議案第84号 妙高市過疎地域持続的発展計画の変更について

○委員長（岩崎芳昭） 次に、議案第84号 妙高市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 皆さん、おはようございます。それでは、ただいま議題となりました議案第84号 妙高市過疎地域持続的発展計画の変更について御説明申し上げます。

それでは、議案第84号参考の1を御覧ください。この計画を変更する経過について説明をさせていただきます。市では、令和3年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用対象となっており、妙高地域及び妙高高原地域において、地域資源等を活用したさらなる地域活力の向上を目指すことを目的として、昨年12月に妙高市過疎地域持続的発展計画を策定いたしました。その後、本年4月1日より市全域が過疎地域の指定を受けたことから、現在の過疎計画を変更したいものです。

次に、2の変更概要についてですが、今回の変更では、人口減少による少子高齢化の状況など、市全域の表現となるよう文言等の修正を行うとともに、新井地域における事業を新たに追加したほか、従来から過疎地域である妙高地域及び妙高高原地域においても一部追加したものであります。

3の事業計画について、今回の変更に伴う主な新規及び追加事業を裏面にまとめてありますが、それでは妙高市過疎地域持続的発展計画に沿って、その概要について説明をさせていただきます。計画書を御覧ください。1ページから5ページまでは、妙高市の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況などを記載しております。

6ページから8ページでは、地域の持続的発展の基本方針を掲げておりますが、引き続き第3次妙高市総合計画との連動を図りながら、人口減少社会に対応した安全・安心・快適な暮らしの確保をはじめとする3つの基本方針による取組を進めることとしております。

9ページ以降では、分野ごとに現状と問題点、その対策、そして事業計画を記載しております。

それではまず、2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成では、移住相談窓口や支援制度の充実、強化、魅力ある体験交流プログラムの提供、地域コミュニティ活動の活性化に係る対策を記載しておりますが、新たに9ページ中段中ほどに空き家の活用による移住支援住宅の整備検討、サテライトオフィス等を拠点とした官民共創の創出、10ページ中段中ほどにSDGs教育交流プログラムの構築などの取組を追加しております。

次に、13ページからの3、産業の振興では、農業基盤の整備や6次産業化の推進、森林整備の支援のほか、観光誘客の促進に係る対策を記載しておりますが、新井地域における圃場及び頭首工等の整備をはじめ、13ページ中段中ほどに6次産業化施設の整備検討、15ページ上段に町なかのにぎわい活動に対する支援などの取組を追加しております。

次に、22ページから4、地域における情報化では、ICTを活用した住民サービスの向上、情報通信基盤の整備などの対策を記載しておりますが、新たに22ページ下段に行政手続のオンライン化など、市民窓口サービスの充実を図る取組を追加しております。

次に、24ページからの5、交通施設の整備、交通手段の確保では、計画的な道路整備や除雪体制の維持、ニーズに応じた効率的な公共交通サービスの検討を行うこととしておりますが、新たに新井地域の市道新設改良のほか、25ページ下段のえちごトキめき鉄道における老朽化の著しい大規模設備更新、駅舎改修等に対する支援などを追加しております。

続いて、29ページからの6、生活環境の整備では、老朽化した水道施設及び污水处理施設の更新、ごみの適正処理、排出抑制の推進、消防施設の整備など対策を記載しておりますが、新たに30ページ下段に生ごみの自家処理や資源循環を促進させる取組などを追加しております。

続いて、34ページからの7、子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進では、子育て世帯への経済的支援を継続するとともに、介護予防の促進や住民主体の支援体制の整備、障がい者への相談支援体制の充実、住民主体の健康づくりの推進などの対策を記載しておりますが、新たに34ページ中段下に児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置や、36ページ中段に障がい者グループホームの整備や就労機会の拡大に向けた農福連携などの取組を追加しております。

続いて、39ページの8、医療の確保では、市内基幹病院の医療提供体制の維持や医療従事者を確保するための支援を掲げておりますが、新たに下段に将来の医師確保と新規開業医に対する支援などの取組を追加しております。

続いて、41ページからの9、教育の振興では、特色ある教育活動の支援や多様な学習機会の提供、各種施設の計画的な改修などの対策を記載しておりますが、新たに41ページ下段に妙高型イェナプラン教育や、43ページ上段に新図書館等複合施設の整備を追加しております。

続いて、46ページの10、集落の整備では、地域課題の解決に向けた支援や協働で支え合う仕組みづくりなどの対策を記載しておりますが、新たに下段に地域コミュニティ振興指針に基づく地域運営組織の構築による地域づくり活動団体の再編を進める取組を追加しております。

続いて、48ページの11、地域文化の振興等では、引き続き歴史資産の一層の磨き上げと観光資源としての活用、施設の展示内容更新などの対策を記載しておりますが、新たに新井地域及び妙高高原地域における歴史遺産の魅力発信の取組を追加しております。

続いて、50ページの12、再生可能エネルギーの利用の促進では、再生可能エネルギーの活用検討やゼロカーボン実行計画に基づいた取組推進などの対策を記載しておりますが、新たに下段に公共施設等の太陽光発電設備等の整備や民間事業者等における再エネ開発に対する支援などの取組を追加しております。

最後に、52ページの13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項では、地域に根差した自治を推進するため、支所機能の維持、向上、地域に寄り添った行政サービスの提供等の対策を記載しておりますが、新たに下段に(2)、市民との協働によるSDGsの実践として、SDGs推進条例及び推進実行計画に基づく着実な事業推進と、継続的な普及啓発活動を通じた家庭、地域、学校等への周知と実践を図る取組を追加しております。

以上となりますが、これらの事業計画につきましては、これまでの継続事業に加え、現時点で必要と思われる事

業や想定されます事業を記載しておりますが、令和7年度までの期間を考慮し、近年の著しい時代の変化等にも柔軟に対応できるよう、概括的な表現とさせていただいているものであります。

また、過疎計画への位置づけに基づく過疎債の充当に当たりましては、各年度における全体の財源調整の中で決定されるとともに、県の配分額との兼ね合いもあることから、必ずしも充当されるとは限らないものであります。

最後になりますが、先月には議員の皆様から御意見を頂戴いたしましたほか、一般市民の皆様からパブリックコメントによる意見募集を行った結果、10名の方から22件の御意見をいただき、そのうち5名の方から7件の御意見を計画に反映をさせていただいたところであります。あわせて、県との協議につきましても完了したところでございます。

以上、議案第84号 妙高市過疎地域持続的発展計画の変更について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（岩崎芳昭） これより議案第84号に対する質疑を行います。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 大変意欲的な計画であるというふうに理解しております。ただですね、全市に地域が広がったということからですね、なかなかどれもすぐに対応しなきゃいけない事業なんだろうというふうに思いますけれども、同じ市内でもですね、山間地、中山間地、農村地域、それから中心市街地でも過疎が進んでいるというような、人口減少が進んでいるというような非常に複雑な状況が今出てきているんじゃないのかなというふうに思います。過去の妙高地域が指定されたときには、妙高地域の中でね、地域協議会でしたっけ、いろんな御意見をお聞きして、それを計画、優先順位をつけてやっていくというようなことで取組をされてきたかというふうに思いますけれども、今回これからのですね、限られた過疎債の県の配分というようなことも先ほどありましたけれども、日本全国半分が過疎地域になっちゃったというようなこともありますので、財政的にも非常に厳しいものがあるんじゃないのかなというふうに思います。そこら辺のところをですね、市民の声を反映した過疎対策、どのようにですね、市民の声を反映してやっていくという予定であるのかお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（岩崎芳昭） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） お答えいたします。

過疎計画につきましても、委員おっしゃるとおり、非常に総合的な対策になっております。その中でいわゆる実現に向けた手法、手段でございますけれども、まず財政的な面からいいますと、過疎債だけでなく、やはり国県補助金ですとか、あるいは防衛の補助金ですとか、いろいろな補助金、交付金がございますので、そこら辺を非常に有効に活用するというのが一つのこれからの進め方だと思っています。

それから、地域の皆様方の声というのは非常に大事なことです。そういう意味で、新市長になりまして、これからは市職員ももっと地域に出てくれという御指示がございました。そういう御指示を踏まえまして、我々もですね、可能な限り地域に出て、地域の皆様方の声ですね、本音を十分酌み取りながら、その中でも優先順位はどこなのかと。そして、なおかつ大事なのは地域バランスだと思っています。妙高高原地域、新井地域、それぞれのバランスに配慮してやっていく公平、公正な姿勢というのは大事なんだろうと思っています。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 地域に出て声を聞いていただきたい、これは切にお願いするところではありますが、ただこの計画にある事業をみんな市がやってやるというようなことではなくてですね、やはり市民と共に、市民と一緒に自分たちの地域を考えながら、こういう事業をやって自分たちの地域をよくしようというような、そういう機運の盛り上がりというものも大事にしていただきたいと思いますというような気がしております。それがせつかくの

こういう国の仕様を生かしていくこれからの方策ではないかなというふうに思いますが、それはいかがでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 自治基本条例の根本だと思っています。行政と市民の皆様が協働で市政を推進していくんだということです。行政だけが先走りで作るんじゃなくて、市民の皆様と歩調を合わせて二人三脚でやっていくという姿勢を忘れてはいけないだろうというふうに思っていますので、そのような気持ちを持ちながらですね、市民の皆様の気持ちといいますかね、行動といいますか、意識が図れるようなまた我々のアプローチといいますか、気持ちを引き上げるような支援といいますかね、先導策といいますかね、そういったPRですとか、そういったものに努めてまいりたいと思っています。

○委員長（岩崎芳昭） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） 簡単で、確認だけなんですけども、全市が過疎化を受けたということで、これは今度立地適正化計画への影響とあって、そういうものは特段ないのか、それともこれから立地適正化計画として、今までは新井地域だけが過疎指定を受けていなかったの、こっちに寄せてくるんだよというのは何となくイメージあったんですけど、今度全部が過疎地域になっちゃったんだから、地域全体の中で、今人口動態が北新井のほうに移っているので、拠点を北新井のほうに移していくというような計画は今後考えられているかどうか、そこだけちょっと教えていただきたいんですけど。

○委員長（岩崎芳昭） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） お答えいたします。

立地適正化計画については、いわゆる新井、それから妙高、高原地域、それぞれの駅を中心としたいわゆるコンパクトシティを進めていって、その拠点を誘導していくんだというような計画でございます。今委員おっしゃられる北新井云々のところまではですね、今のところは考えておりません。

○委員長（岩崎芳昭） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） ということは、今ある立地適正化計画はそのままということで、特段変わった影響はないということと理解してよろしいということとございましょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 二、三お願いしたいと思います。

まず、地域文化の振興等ということで掲げてありますけども、何年前ですか、妙高市歴史文化基本構想ということで作成してありますけども、その辺との関連といいますか、リンクといいますか、ほとんどここにはうたっていないんですけども、その辺はいかがですか。

○委員長（岩崎芳昭） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） お答えいたします。

委員さんおっしゃられるとおり、文化整備構想というものを斐太ですとか、あるいは妙高高原ですとか、割とスポット的に構想をつくってきた経緯がございます。それらを受けて、今いろんなところの、例えば斐太にしろですね、あるいは宝蔵院にしろ、いろんなところで修繕をしたりだとか、そういったことをやっているというのが実態だと思います。そういうふうに理解しております。

○委員長（岩崎芳昭） 高田委員。

○高田委員（高田保則） もう一つは、観光の面で第3次妙高市観光振興計画ですか、作成してありますけど、同じことなんですけど、その辺とのリンクはいかがでしょう。

○委員長（岩崎芳昭） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 総合計画を踏まえたいわゆる各課の個別計画、今おっしゃられる観光の整備計画でございますけど、それらとこの過疎計画とは基本的に整合を取っております。

○委員長（岩崎芳昭） 高田委員。

○高田委員（高田保則） もう一つ、環境整備でゼロカーボン基本計画ということで、それに基づくということですけども、ただ基本計画の中には具体的なロードマップというのはまだ発表されていないんですけども、それが単に計画に基づいてということだとちょっと抽象的だと思うんですが、その辺の考えはいかがですか。

○委員長（岩崎芳昭） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 先般ゼロカーボン実行計画が策定されたところでございますけど、一応その中のゼロカーボン実現に向けたロードマップとアクションといったところでは短期、中期、長期に分けたそれぞれの施策ですね、例えば住宅施策ですとか、いわゆる工場などにおける再エネの自家消費ですとか、あるいは地熱ですとか、小水力云々のカテゴリーに分けてロードマップというのは一応お示しはしてございますので、個々具体的な進め方についてはそれらに基づいてこれから推進していくものというふうに思っております。

○委員長（岩崎芳昭） 高田委員。

○高田委員（高田保則） もう一点、最後ですけども、クアオルト推進事業ということでここにも書いてあるんですが、前からクアオルトには取り組んできたわけですけども、本当のクアオルト事業というのはもうちょっと中身の濃いものだと思うんですが、今ほとんど森林セラピーぐらいのクアオルトということでしかやっていないんですけども、そこへ温泉を取り入れたりという構想はこれからはあるんでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） お答えいたします。

現に今妙高高原の体育館のところで水中運動としてといった部分では、いわゆる温泉利活用の一つにはなるかと思っています。それでクアオルトなのかといったところの部分では、我々も今関係課の中におきまして、よりクアオルトというのはどういうふうに持っていかなくちゃいけないのかと、今委員さんおっしゃられたとおりウオーキング中心になっていますね。そういったところの部分でもこれからの進め方について今検討しているところでございます。

○委員長（岩崎芳昭） 高田委員。

○高田委員（高田保則） このクアオルトは、観光という面もありますけども、やはり市民の健康を守るということが基本的に一番大きい問題です。そのようにやっぱり現在の自然を利用するという森林セラピーを中心にやっていますけど、そこに温泉というものを取り入れたり、それから医学的エビデンスを求めたりという、こういう総合的なものがいわゆる西ドイツのバーデン・バーデンのクアオルトのシステムだと思うんですね。当初、平成23年ですかね、妙高市ウエルネスプランということで内閣府に応募した中にありますけども、あれは本当のクアオルト実現ということで皆さんが企画されたものだというふうに私は高く評価しているんですけども、その辺の実現をですね、やはり本当のクアオルトということを目指すならば、徐々に実現に向けてインフラ整備をしていただきたいと思えます。この過疎地域ということで指定された中でもこれは非常に有効な手段だと思うんですけども、その辺をぜひ前向きに推進をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（岩崎芳昭） ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第84号 妙高市過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

---

議案第76号 妙高市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例議定について

○委員長（岩崎芳昭） 次に、議案第76号 妙高市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉越哲也） ただいま議題となりました議案第76号 妙高市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律が令和3年9月1日に施行され、行政手続のオンライン実施が原則化されたことを受け、当市における行政のデジタル化推進に向け、インターネットとマイナンバーカードを活用したオンライン手続の仕組みであるびったりサービスにおいて、子育て、保育関係、母子保健関係、介護保険関係の25の手続を令和5年1月から受付開始できるよう条例を制定したいものであります。

以上、議案第76号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（岩崎芳昭） これより議案第76号に対する質疑を行います。

宮崎委員。

○宮崎委員（宮崎淳一） お願いします。

びったりサービスを活用してということになりますが、びったりサービスから申請があり、そして庁舎のほうにデータが流れていきますよね。その後のデータの流れ、それについての説明をお願いしたいんですが。

○委員長（岩崎芳昭） 総務課長。

○総務課長（吉越哲也） 今回25の手続についてびったりサービスとしてできるようになりますけども、議案の参考のほうにおつけしていますけども、届出関係が主になりますので、マイナポータルサイトを通じて出された提出については、市のほうで受領した後にその内容を確認をして、不備がなければその段階で届出をお受けするという形になります。

○委員長（岩崎芳昭） 宮崎委員。

○宮崎委員（宮崎淳一） でしたら、そのデータの記憶媒体なんですが、記憶媒体は何になるんでしょうか。クラウドになるんでしょうか、それとも何かそういったものを使うのか。

○委員長（岩崎芳昭） 総務課長。

○総務課長（吉越哲也） 届けられたデータということでよろしいでしょうか。それについては、市のほうのそれぞれ必要なサーバー等に保存をさせていただくということになります。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 春先に締結した包括委託の一つの成果かなというふうに思っております。このぴったりサービスマンと、市民の皆さんの権利、義務に関わる非常に大事な届出だとか、権利の執行だなどというふうに思いました。複数のシステムをつながないとできないようなのが随分ありますので、これは一つ大きな進歩ではないかなというふうに思います。今後のですね、対象業務、これから先のですね、業務の拡大についてですね、どのようにお考えでしょうか。今後の拡大。

○委員長（岩崎芳昭） 総務課長。

○総務課長（吉越哲也） 今回まず25の手続については、国のほうから優先的にやるようにということで出ているものがございます。今後ですね、現在予定されておりますのは、国のほうから示されているものですが、例えば選挙の手続におきます不在投票のオンラインの請求ですね、そういったものができるようにしたいということですか、あと火災の予防分野について、例えば防火管理者の選任ですとか、そういったものについて、この関係について約19ほどあるんですが、そういった手続についても今後はオンラインを通じて届出等ができるようにするような形になっていく予定にしております。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 今選挙の不在の話が出ました。私心配なのは、施行規則第2条2項にもありますように電子証明、こういったものがですね、個人情報、塊ですけども、確実に保護されるのか。本人確認が確実にされるのか。それから、今ほど市のサーバーに入れておくというようなお話がありましたけれども、そういうサイバーセキュリティーですか、そういうようなのがね、今いろんなところでですね、問題になっております。それに対する対策というのはどのようにお考えですか。

○委員長（岩崎芳昭） 総務課長。

○総務課長（吉越哲也） まず、本人確認の厳密性ということですけども、今回の件についてはマイナンバーカードを活用しましてマイナポータルのほうから行っていただきますが、その際の本人申請については、まずマイナンバーカードがあるということと、マイナンバーカードを付与されたときに申請で行っております署名用のパスワードというのがございまして、これが6桁以上十数桁までのやつについて各個人で申請されておりますので、それに基づいて確実に本人が申請しているということをサイトのほうで確認した上での届出等になるということでございます。

それから、サイバー関係といいますか、いろんなセキュリティー関係については、現在自庁のサーバーもありますし、主にはクラウドのほうで使っている関係がありますので、そういった関係ではそれぞれ管理する業者のほうに徹底したものをやっていただいておりますし、それからパソコン等の定期的なバージョンアップについても適切に行っているところでございます。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） マイナンバーカードの利用というのはね、これからも進めていかなきゃいけないし、この方向だろうと思うんですが、今例えば確定申告をしたりですね、あるいは登記事務の申請したり、国のレベルであればですね、マイナンバーを読み込むカードリーダーというんですか、そういったのは自分で用意しなきゃいけないというようなことがありますよね。それではですね、なかなか普及が進まないのかなというふうな気がするんですが、その辺はどういうふうにお考えですか。

○委員長（岩崎芳昭） 総務課長。

○総務課長（吉越哲也） 今回の25の手続もそうなんですけども、パソコンを御利用して申請する場合には、今小嶋委

員おっしゃるように、カードリーダーライターというものをパソコンに付随していただかないとできないことになっておりますが、スマートフォンを使っていただく場合には、マイナンバーカードの上にかざすことで読み込みができるようになっておまして、今後の普及状況からなんですけれども、スマホを持っていただければ、かなりそういったところについては簡易にできるかなと思っております。あと、リーダーライターについても、大概二、三千円のもので、確かに御負担なんですけど、それほど高価なものではないというのは御理解いただければと思います。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） よく分かりました。そういう技術的な進歩にね、期待したいというふうに思います。

そこで、せっかくのこういうシステム整備、大変なお金かけてやっているわけですけども、市民へのですね、利用の拡大、PRですね、こういう便利になりましたよとか、そういうようなやつをですね、どのようにしていくか。せっかくつくっても、利用してもらえないとなかなかならないんですけども、それが紙媒体ですのもなんですけれども、どのようにPRしていくのか、お考え聞かせてください。

○委員長（岩崎芳昭） 総務課長。

○総務課長（吉越哲也） 今回こういったことができることについてのPRでございますけど、まず1つは来年1月号の市報において手続がスタートできますということをお伝えいたします。それから、市のホームページにも掲載いたします。それと、今回は25の手続ですので、25の手続に関連する方々については、いろんな御案内するときに今度はオンラインでもできますよということを通知を出すような形で各所管課のほうから対応するような予定で考えております。

○委員長（岩崎芳昭） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） このサービスなんですけども、将来的に市のほうで、変な話だけど、保険の外交員さんみたいにモバイル持って行って、そこで対応していただくということは考えられているのでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 総務課長。

○総務課長（吉越哲也） 今具体的にそういった動きまでは、ちょっと業務の広がりがあるので、考えておりませんが、要するに手続がなかなか難しい方については、あくまで御本人が申請するということが全ての大前提でございますので、いわゆる代行の方がその場に行ってくださいね、マイナンバーカードを借りて、その方のパスワードを使って申請することが適切かと言われますと、それはなかなかちょっと難しいところがあるんじゃないかと思っております。

○委員長（岩崎芳昭） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） 基本的に今介護保険制度についてもこれを使われるということなんですけども、介護保険だと大体代行申請されたりとかいって、本人がほとんど動けない方多いので、私の希望としてはケアマネジャーさんとかヘルパーさんにもこういう制度を周知して、モバイルを持たせて、そこへ行って申請してもらおうということができれば、より介護保険制度は簡単になってくるのかなと思っておりますので、もしよければ御検討いただきたいと思っております。

○委員長（岩崎芳昭） ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第76号 妙高市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第77号 妙高市個人情報の保護に関する法律施行条例議定について

○委員長（岩崎芳昭） 次に、議案第77号 妙高市個人情報の保護に関する法律施行条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉越哲也） ただいま議題となりました議案第77号 妙高市個人情報の保護に関する法律施行条例議定について御説明申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報の保護に関するルールが国、地方、民間等において一元化され、地方公共団体は令和5年4月1日からその適用を受けることから、現行条例を廃止し、法から委任された事項等を定めるため、新たに妙高市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものであります。

第3条では、個人情報取扱事務の届出を規定し、個人情報の適切な管理に努めるとともに、法に定める本人の数が1000人以上のものについて個人情報保護ファイル簿を公表してまいります。

第5条では、開示請求に係る手数料を規定し、これまでと同様に手数料は無料として、写しの交付等に係る費用は実費負担とするものです。

第8条では、妙高市情報公開・個人情報保護審査会への諮問事項を規定しております。主な項目としては、個人情報の取扱いを定める条例を改正し、もしくは廃止する場合、個人情報の安全管理に関する基準を定める場合、改正法に基づき、専門的な知見に基づく意見を聴く場合等に諮問できるように規定をしております。

その他として、施行条例にはございませんが、開示決定の期限については、議案の参考の記述のとおりですが、法の定めを準用し、これまでの14日以内から30日以内といたします。

また、今回の施行条例の制定に合わせて、妙高市情報公開・個人情報保護審査会条例、妙高市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例及び妙高市自治基本条例の規定を整理するため、各条例の一部を改正したいものであります。

以上、議案第77号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（岩崎芳昭） これより議案第77号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第77号 妙高市個人情報の保護に関する法律施行条例議定については、原案のとおり決定することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

---

議案第78号 妙高市情報公開条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（岩崎芳昭） 次に、議案第78号 妙高市情報公開条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉越哲也） ただいま議題となりました議案第78号 妙高市情報公開条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、今回の個人情報の保護に関する法律の改正に合わせ、当市の情報公開の運用についても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に準じた情報の公開範囲とするとともに、公開請求に対する決定期限を14日以内から30日以内とするなど、条例の一部を改正したいものであります。

以上、議案第78号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（岩崎芳昭） これより議案第78号に対する質疑を行います。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 第10条1項中、14日以内を30日以内に改める。30日に延ばす理由というのは、どういった理由でしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 総務課長。

○総務課長（吉越哲也） これにつきましては、先ほどの議案第77号に関連するんですけども、これまで市の個人情報の開示請求、それから情報公開の請求については14日以内ということで運用してまいりましたが、今回個人情報保護法の改正に伴います先ほどの77号の関係で審査会のほうにいろいろ協議をさせていただいたんですけども、やはり今後ですね、個人情報の開示請求ですとか情報公開請求については、例えば大量の請求があったときとか、非常に事前の審査について時間がかかるものがあつたときに、あまり性急にやるべきではないということがございまして、まずは法律に定める30日どおりにしていくことが適切ではないかという御意見をいただきまして、77号ではそういう形で30日にさせていただきました。そうした関係で情報公開のほうについても同様に今回は30日とさせていただきますのでございます。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 私は、基本的に公文書は公開が原則というのはね、大きな前提ですよ。30日以内というふうになっておりますので、これはできるだけ早くですね、公開できないものについては限定列記でですね、こういうものはできない、これはこれで当然の話なんですけれども、それに引っかけられないようなものについてはですね、できるだけ早くですね、対応していただきたいな。今までも私も何回かさせていただいたんですけども、大体内部決裁でですね、そこにあるのは分かっているんですけども、なかなか内部決裁がですね、遅くてですね、出てこない。聞きますと、まだ14日以内ですから、大丈夫ですみたいな、そんな回答になっちゃうんですね。それはそうじゃなくて、やっぱり公開できるものについては、速やかにですね、公開していただけるように内部の運用をですね、工夫していただきたいと思うんですが、それはいかがでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 総務課長。

○総務課長（吉越哲也） その件については、今回審査会のときにもですね、執行部のほうからしますと、従来の行政サービスの低下にならないようにしたいということで御相談しました。ただ、やはり法律も含めて慎重な対応が必要な案件もあるので、30日にしたほうが良いということでこういうふうにさせていただいていますが、今小嶋委員がおっしゃるとおり、これまでの運用で14日以内でできなかった案件はなかったものですから、今回2つの条例改正させていただきませんが、今後の運用においても基本は14日以内にこれまでどおりできるような形にするということで内部のほうの研修等を進めたいと思っております。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） ぜひお願いします。なぜかといえばですね、市の公の文書は市民のものなんです。そこを忘れないようにしてですね、よりよい市をつくっていくためには市民の声を生かす、そういう姿勢でですね、情報公開に臨んでいただきたいというふうに思います。その辺いかがでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 総務課長。

○総務課長（吉越哲也） 御指摘のような考え方で対応させていただきたいと思っております。

○委員長（岩崎芳昭） ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第78号 妙高市情報公開条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

---

議案第79号 妙高市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議定について

○委員長（岩崎芳昭） 次に、議案第79号 妙高市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉越哲也） ただいま議題となりました議案第79号 妙高市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、職員の定年の引上げ及び地方公務員法の一部を改正する法律による制度改正により、退職手当の基本額に係る特例等を定めるとともに、国家公務員退職手当法の運用方針等の改正に伴い、非常勤職員の退職手当の対象期間の要件の緩和等を併せて行いたいものであります。定年引上げに関する主な条例改正はさきの9月議会で議決をいただいておりますが、退職手当条例の改正に関する部分につきましては、各種法律等の改正等の影響で国の改正通知との時期が異なりましたことから、今議会での上程となったものであります。

具体的な内容は、議案参考の職員の定年年齢引上げについての資料裏面の（5）を御覧いただきたいと思っております。改正の1つ目は、60歳に達した日以降、その者の非違行為によることなく退職した職員の退職手当は、当分の間、

退職事由を定年退職として支給率を算定することについて定めるものであります。

改正の2つ目といたしましては、勸奨退職職員に対する給料月額割増し率は、当面の間、現行制度の下で対象とされている年齢である45歳から59歳として割増し率を維持することを定めるもので、例えば定年年齢が64歳になった方が仮に61歳で退職したとしても、退職金については割増しをしないということでございます。

改正の3点目は、60歳に達した日以降の最初の4月1日、特例日といたしますが、から給料月額が7割水準となる場合においても、退職手当の算定においては特例日前の最も高い給料月額を用いること、通常ピーク時特例と呼びますが、そういったものを適用することについて定めるものでございます。

以上、議案第79号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（岩崎芳昭） これより議案第79号に対する質疑を行います。

渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） これ65歳まで年金引上げなので、しょうがない、しょうがないと言っはいけないんですけども、当然の制度だと思うんですが、前々からしつこく言うんですが、これによって新入職員の採用を手控えるということは決してないように、とにかくつながるような採用を心がけていただきたい、お願いでございますが、それだけでございます。

○委員長（岩崎芳昭） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第79号 妙高市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

---

議案第80号 妙高市人と地球が笑顔になるSDGs推進条例議定について

○委員長（岩崎芳昭） 次に、議案第80号 妙高市人と地球が笑顔になるSDGs推進条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） ただいま議題となりました議案第80号 妙高市人と地球が笑顔になるSDGs推進条例議定につきまして御説明申し上げます。

本条例案は、国際社会の共通目標であるSDGsの達成に向け、市民やコミュニティ、事業者及び市の責務や役割等を明らかにするとともに、市の豊かな自然環境と調和の取れた社会、経済の発展を図り、持続可能な地域社会の実現に資するため、必要な事項を定めるものであります。

本条例案の主な内容につきまして御説明を申し上げます。前文では、本条例の制定の趣旨、意義について定めて

おります。2行目、産業革命以降、人類は利便性を享受する一方で地球温暖化の歴史を刻み、将来世代に大きな代償を背負わず状況となっています。5行目中ほどですが、大自然の恩恵を次世代に継承するとともに、行き過ぎた生産と消費、大量廃棄の社会から脱却し、持続可能な循環型社会へと転換を図る必要があります。2015年には国際社会の共通目標として持続可能な開発目標、SDG s が掲げられ、当市は2021年に国のSDG s 未来都市に選定されたことを契機に、翌年にはわたしたちのSDG s 未来都市行動宣言を表明いたしました。

以下は、本年2月27日に開催された妙高市SDG s 未来都市推進フォーラムで表明された宣言です。

おめぐりいただき、まとめになります。SDG s を未来への道しるべとして、妙高に暮らす全ての人と地球が笑顔になるために、自然環境を守り、経済と社会との相乗効果を生み出しながら、持続可能なまちの実現を目指します。

続いて、第1条は条例の目的について定めています。SDG s の達成に向けて、市民やコミュニティ、事業者及び市の責務または役割等を明らかにするとともに、SDG s の取組を推進することで持続可能な地域社会の実現に資することを目的としています。

第2条は、明確にすべき用語の定義づけを行っています。第1号はSDG s について規定しており、第2号は市民について、第3号はコミュニティについて、第4号は事業者について規定しています。

第3条は、基本理念として、SDG s を推進していく上での基本となる考え方について定めております。当市の豊かな自然環境と調和の取れた社会、経済の発展を図るため、市民、コミュニティ、事業者及び市は相互に連携を図りながら、協働でSDG s を推進していくこととしています。

第4条は、市民の自覚と行動について定めています。SDG s の推進には、市民一人一人がSDG s を自分事として考え、行動することが重要となります。市民が家庭や学校、職場、地域等で自主的かつ自発的にSDG s の取組を実践することを呼びかけています。

第2項では、SDG s の浸透と実践につなげるため、SDG s の推進に向けた事業等への協力と参画を求めています。

第5条は、コミュニティ及び事業者の役割について定めています。コミュニティ及び事業者は、事業の実施や日常的な活動等において、自主的かつ自発的にSDG s の推進に努めることを呼びかけています。

第2項では、SDG s の達成に向けた事業等への協力と参画を求めています。

第6条は、滞在者の協力について定めています。滞在者については、SDG s への関心と理解を深め、SDG s の達成に向けた事業等に協力するよう求めています。

第7条は、市の責務について定めています。市は、SDG s の達成に必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとしています。

第2項では、市民等のSDG s に係る事業等が効果的に実施されるよう、必要な支援を適切に行うこととしています。

第8条は、市が策定するSDG s に関する計画や施策について定めています。市の主要な施策を定める計画等には、SDG s 視点を反映し、SDG s で掲げる17の目標を取り入れるものとしています。

第2項では、施策の企画立案や既存の施策の実施に当たっては、17の目標の達成に向けて取り組むものとしています。

第9条は、市における財政上の措置について定めています。SDG s の推進に向けた施策の実施及び市民などへの適切な支援等を行うため、必要な予算措置を講じることとしています。

第10条は、市の施策の評価について定めています。SDG s の推進に向け、施策の実施状況等の評価を適切に行

い、内容を公表するものとしています。

第11条は、条例の施行に関して必要な事項については市長が別に定めることとしています。

最後の附則では、この条例は公布の日から施行し、SDGsの達成年限の2030年、令和12年末に効力を失うものとしていますが、施行後は社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを検討するとともに、2031年以降についてはSDGsの達成状況の評価、検証及び国際社会の動向等を踏まえて対応することとしています。

以上、議案第80号 妙高市人と地球が笑顔になるSDGs推進条例議定につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（岩崎芳昭） これより議案第80号に対する質疑を行います。

宮崎委員。

○宮崎委員（宮崎淳一） お願いします。

全員協議会でお話、説明ですね、伺いまして、その後ですね、計画ですね、条例のほうが上程されたということになりますが、ちょっと確認なんです、前文のところ、前文のところの事業所さんの部分、こちらの文言なんです、商工団体等の皆さんと調整を進めながらこういった文章になったのか、もしくは文章を提示して、こちらでいいですよということで、そういったことで確認が取れたということなのか、いずれにせよどちらかになると思うんですが、それについてのお答えのほうをお願いします。

○委員長（岩崎芳昭） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） お答えいたします。

こちらの前文の中におきます事業所さん、これは今ほど御説明申し上げましたが、本年の2月27日のSDGs推進フォーラムで表明をされた文言でございます。こちらの推進フォーラムにおきましては、事業所の代表といたしまして山崎建設の山崎さんからですね、表明をしていただきました。山崎さんとは事前にお話をさせていただきまして、このような表明となったものでございます。

○委員長（岩崎芳昭） 宮崎委員。

○宮崎委員（宮崎淳一） 続いて、ちょっと確認なんです、滞在者への協力の部分なんですけども、こちらの滞在者の協力、活動等に協力するように求めていますといった説明になると思いますが、協力をしていただくための周知の仕方といいますか、そちらのほうはどのように考えていらっしゃいますか。

○委員長（岩崎芳昭） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） お答えいたします。

まず、滞在者の部分でございますけども、ほかの先行市の条例にはない部分でございます。これは、あえて私ども妙高市が観光立市であること、非常に多くの皆様方がこの地に訪れるということを反映して盛らせていただきました。具体的な滞在者の皆様方への求め方でございますけども、基本的には多くの方々が旅館、ホテル等にお泊りになるんだろうというふうに思っています。あるいは、観光施設等々ですね、行かれると思っておりますので、まずは目に見えるポスターですとか、チラシですとか、そういったものを作成しながら訴えてまいりたいというふうに思っています。

○委員長（岩崎芳昭） 宮崎委員。

○宮崎委員（宮崎淳一） ということは、行政のほうで、あるいはホテル、旅館、あとお土産屋さんですとか、そういったところに印刷物等を貼って周知するポスターですね、そういったものをお渡しをして周知のほうを促していくといったところで、そういう確認でよろしいですね。

○委員長（岩崎芳昭） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 具体的な媒体については今後協議してまいりますけども、いわゆるそういったものもありますし、今はもうデジタルの時代と。いわゆるスマートフォンあるいはパソコン等々です、そういったものも皆様方に見ていただけるような取組も併せて検討してまいります。

○委員長（岩崎芳昭） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） すごく簡単なことなんですけども、この滞在者には立ち寄り者も含むという概念でよろしいですね。

○委員長（岩崎芳昭） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 条例そのものは属地主義といたしまして、その自治体の区域内であれば住民であると否とを問わずに効力があるんだというようなことでございますので、そういったことでございます。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 何点かお願いします。

第7条、市の責務があります。第3条の基本理念に基づき、達成のために必要な施策を総合的かつ計画的に実施しなければならないと。また、第8条でも市の主要な施策を定める計画にこの17項目入れなければならないと、こういうふうになっています。既に総合計画だとか、あるいは行政方針でもこの項目が入っております。組織の推進室を設置してですね、もう既にですね、前倒しで行っているというふうに理解して、スピーディーな対応には敬意を表する次第であります。ただですね、例えばですが、12月1日に令和5年度の行政経営方針確定版が示されました。これを見ますとですね、やっぱり市民の皆さんに理解していただくというのが一番だと思うんですけども、中を見ますとですね、サステナブル・トランスフォーメーションとか、地球の笑顔をクリエイト、官民共創によるグリーンイノベーション、多様なステークホルダーとの共創による妙高イノベーション、レジリエントシティ妙高、職員と組織のエンゲージメント、片仮名のオンパレードですね。こういったことですね、私ども議会の中ですね、市民に分かりやすい言葉でやりましょうよという話をずっとしているんですが、これを見ましてですね、これがこういった形ですね、市民の理解が深まって、自主的に、主体的にですね、行動をしていただけるようなところまで持っていけるのかというのは非常に不安になっちゃうんですけども、こんなに片仮名、外国語を使わないといけないのでしょうか。もうちょっとこなれた言葉で市民に説明できないのでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） お答えいたします。

今ほどの行政経営方針の関係でございますけど、こちらにつきましては次年度の行政経営の指針ということでございまして、策定に当たりましては、私ども国の経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太方針と言われるようなもの等を参考にしながら作成しております。私どもの今のこの行政経営方針の中で使っております用語等につきましても、国のこうした方針等の中においても使用されているものでございます。ということは、国民の皆様目の触れる公の文書としてもそういうような言葉を使っているというのが実情でございます。今委員さんおっしゃるとおり、それはそれにしても、市民の皆様向けの周知等については、これはもう少しかみ砕いて丁寧な説明をすべきというふうにも思っておりますので、そちらにつきましてはケース・バイ・ケースに応じた対応をしてまいりたいと思っております。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） ぜひ私らにも分かるような言葉でお願いをしたいというふうに思います。

第4条の市民の自覚と行動ですけれども、SDGsを市民の自主的、自発的な実践として進めるためにはですね、それなりのインセンティブといたしますか、こういったものが必要だろうというふうに思います。従来の行政のやり

方としてはですね、補助金をつけるとか、そういうようなことで協力をお願いすることが多いんですけども、未来の地域社会をつくっていくためには、やっぱり若者ですね、参加、意識醸成、こういったものがですね、ないところという新しいSDGsの社会、難しいのかなというふうに思います。従来の行政のやり方にとらわれずにですね、多様な世代、多様なステークホルダー……私も使っちゃったね。利害関係者ですかね。そういうものにですね、働きかけをしていく必要があるんじゃないかなと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 今ほどのお話でございますけど、やはり私どももまずこの条例をフラッグに掲げたいと思っています。そのフラッグの下で、あらゆる機会を捉えながら、様々な手法、情報発信をしながら繰り返し周知して、SDGs、そんな気張らないでいいですよ、自分にできることをまず身近なことから行動に移していただくように普及啓発を図ってまいりたいと思っています。委員さん今おっしゃいました若者の云々というようなくだりございましたけども、我々も小学校、中学校で出前講座、約600人強ぐらいになるんですけど、そういうようなところをやってまいりました結果、新潟日報の窓への投書の欄ですけど、それこそ妙高市の中学生と小学生から10月、11月、これまでに5件掲載をさせていただいております。家族でSDGsを実践することの大切さが分かって、今やりますというような、非常にですね、我々にとってはありがたい投稿をいただいたと思っておりますので、そういったのを励みにしながらも、またこれからも引き続き普及啓発に努めてまいりたいと思っています。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） ぜひ若者の参加ということ、特に子どもたちですね、参加よろしくお願ひしたいと思っています。

もう一つはですね、第5条にコミュニティ及び事業者の役割というのがございます。やっぱり広く定着させていくためには、住民組織であるコミュニティの関わりというのが非常に大事だろうというふうに思います。みんなでやろうよという気持ちをですね、つくっていく、ここら辺についてですね、市の事業に協力、参加していただけるようにやっていくためにはですね、どういう方策をお考えでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） コミュニティですね。地域コミュニティに対する進め方でございますけど、これまでもSDGsの出前講座を開催してございます。その中で開催後のアンケートを取らせていただいておりますけども、SDGsの理解がより深まって、今後の取組をしようと思うというようなアンケートが非常に多うございます。また、今地域におけるSDGs活動に対しては、いわゆる地域づくりSDGs交付金というものを用意いたしまして、今年度につきましては23団体で56の事業についてこの交付金が使われているということでございますけど、これからもですね、どんどん地域の中で広めていただけるようですね、周知、啓発、PRを図ってまいりたいと思っています。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） ぜひ地域共生課で進めているですね、地域を、コミュニティを巻き込んだですね、事業についてはですね、拡充をしていただいて、よりSDGs、地域に定着するようにお願ひしたいというふうに思います。

次、第9条なんですけれども、財政措置、これも非常に重要なことなんですけれども、これ2030年までの目標年次と言ったらいいんでしょうか、何と言ったらいいんでしょうか、そういうことなんですけれども、今現在は国も力を入れてですね、交付金とか、そういったものをおこなっておりますけれども、やはり長期的な事業ということになりますと、恒久的な財源等をですね、しっかり確保して計画的に進めていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 大事なことだと思います。財源なくして仕事は進められないというようなところの中では、今現に使用しております地方創生推進交付金ですとか、あるいはそのほかいろいろなですね、例えばゆめ基金ですとかね、あるいは企業版ふるさと納税といった、そういった財源もやはり妙高市がSDG s未来都市なんだと、それを売りにしていろいろな企業の皆様からですね、いただくというのも、これは一つのやり方だと思っていますので、これまでの既存の考えにとらわれないで新しい取組をしてみたいと思っています。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） ぜひ多様な財源の方法をチャレンジしていただきたいなというふうに思います。

第10条にですね、施策の評価というのがございます。これは行政が評価するというのはなかなか、自分で自分を評価するようなどころがありまして、難しいんですよ。従来だと活動指標でですね、何回イベントを開催した、何人参加したみたいな数値で評価するということが多かったんですけども、このSDG sに関してはですね、どこまで持続可能な社会が実現したのかとか、非常に捉えにくいといいますか、気がします。いろんな見方、考え方があるこの多様性の社会の中ですら、社会情勢の変化もあります。そういった中で、評価基準をどのように考えておられますでしょうか。市民意識がこれだけ向上したとか、実践活動がこれだけ広がったとか、いろんな考えあるんでしょうけども、いわゆる成果指標というものをですね、どういうふうに設定し、評価し、そしてさらにその評価から新たなPDCAサイクルに結びつけていく、そういう実行の仕組みについてはどういうふうにお考えですかね。

○委員長（岩崎芳昭） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 今回の行政そのものもですね、従来は、それこそ相当昔の話は活動指標中心だったんですけど、それではまずいということで、必ず成果指標を併せて設定してKPIをつくっているというのが今実態でございますので、こちらのSDG s推進実行計画、これから、今もつくっているんですが、その中ではですね、活動指標と、それから成果指標併せて設定をする方向で今考えていますし、その評価につきましても、今総合計画の審議会で第三者評価といったものもやっております。こちらのSDG sについても同様ですね、第三者評価をしてみたいと思っています。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） ぜひですね、新しい視点で評価、市民の目に見えるようなですね、公開された場面での評価をですね、していただきたいなというふうに思います。

最後に、条例前文ですけれども、SDG s未来都市を実現していく妙高市の旗印を大きく掲げる、この条例を制定する意義は非常に私は大きいというふうに思っています。全国的に見てもですね、類を見ない画期的な条例じゃないのかなというふうに思っています。先月、妙高市と同様に未来都市の指定を受けた愛知県小牧市を総務委員会で調査してまいりました。この間報告書も本会議で提出されましたけれども、小牧市はこどもたちの夢への挑戦を応援し、未来につながるまち、こういうコンセプトで子どもを中心に展開しておりました。妙高市は持続可能なまちづくり、これあるんですけども、17、非常に大きな項目ですので、これをなかなか全て取り組むのは無理があるわけですし、この条例の理念、施策として実現していくためにはですね、そういった17の中でもですね、選択と集中、これによって成果を上げていく必要があるんじゃないのかなというふうに私は思います。特に変化の速い時代にあつてですね、妙高市らしい実現可能な施策を市民の目に早く見える形にして、意識の醸成、そして市民の皆さんが自発的に動いていけるような、そういう取組をすべきじゃないかなというふうに考えております。これを実現していく意気込みについてですね、本来新市長にお聞きしたいところですけども、副市長のですね、お考え、意気込みをお聞かせいただきたいと思っています。

○委員長（岩崎芳昭） 西澤副市長。

○副市長（西澤澄男） 今の御質問に対してお答えをさせていただきます。

県内でも先進的に今妙高市が昨年5月にSDG s 未来都市を宣言をさせていただいて、指定を受けたということでございます。基本的には、基本理念であります誰一人取り残さないということで、安心、安全な地域づくりを進めていきたいと思っておりますし、それに基づいた今回条例を提案させていただきました。この条例を議決いただいた後についてですね、今委員のほうからお話がありました市民の皆様、企業の皆様に分かりやすくそれを実行していただくために、現在SDG s のアクションプランということで、SDG s 推進実行計画を今策定に取りかかっております。当然先ほどの10条の成果云々かんぬんでこれからの進行管理をしていくためにも必要なものでございますので、そういう中で具体的なリーディングプロジェクトを位置づけて進めていきたいというふうに思っております。基本的には各企業、関係する団体、多様な方から御協力いただかないと進められないものであります。その中で、私を含めた、職員も含めた市民全員の方から御協力いただく中で取組を進めていき、社会、経済、環境ですか、3面が一体となった持続可能な開発を進めていきたいというふうに思っています。そのリーディングプロジェクトの中でこれから早期に取り組むもの、早期に取り組まなければならないもの、また中・長期かかるものということである程度区分けしまして取組を進めてまいりますし、今お話のありました妙高市が今取り組んでおります統合マネジメントシステムの中においてもいろんな取組を進めておりますが、その一環としても市民の意識と行動変容なくては進んでいけないということになりますので、市民の意識と行動変容のためにまず思いを変えてもらって、それが行動に移るような形を進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○委員長（岩崎芳昭） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第80号 妙高市人と地球が笑顔になるSDG s 推進条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

議案第88号 令和4年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第11号）のうち当委員会所管事項

○委員長（岩崎芳昭） 次に、議案第88号 令和4年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第11号）のうち当委員会所管事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉越哲也） ただいま議題となりました議案第88号 令和4年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第11号）のうち総務課所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の11ページをお開きください。上段の2款1項5目、庁舎等管理事業の814万8000円は、原油価格高騰等の影響により市役所本庁舎の電気、ガス料金に不足が見込まれることから、所要額を補正したいものであります。

以上で総務課所管分の説明を終わります。

○委員長（岩崎芳昭） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 続きまして、企画政策課所管事項について御説明申し上げます。

まず、歳出について申し上げます。補正予算書の10、11ページを御覧ください。上段の2款1項6目の企画費は、原油価格高騰等の影響を受けておりますえちごトキめき鉄道の安全、安心な運行と事業継続を支援するため、新潟県及び沿線3市が協調して補助金を交付するものであります。議案第88号参考資料にありますとおり、電力や軽油の価格高騰影響分2733万円を支援総額とし、県と沿線市につきましては負担割合5対1、沿線3市間は鉄道会社への出資割合により、本市の負担額は85万8000円となっております。

次に、歳入について申し上げます。戻りまして、8、9ページを御覧ください。上段の16款2項1目6節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一部85万8000円は、今ほど御説明いたしました補助金に充当するものでございます。

以上で企画政策課所管事項の説明を終わります。

○委員長（岩崎芳昭） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） 続きまして、地域共生課所管分について御説明を申し上げます。

初めに、歳出から御説明申し上げます。補正予算書の15ページと、併せて補正予算の概要の3ページを御覧ください。15ページ中段、8款4項2目、妙高ふるさと暮らし応援事業の移住支援事業の補助金につきましては、新潟県が定めたルールに基づき、東京圏から妙高市に移住した方に単身で60万円、世帯で100万円、さらに18歳未満の子どもさん1人当たり30万円を加算するものであります。当初予算では単身及び世帯分をそれぞれ1件ずつ計上しておりましたが、テレワーク利用者など予定を上回る申請の間合せがあり、今回単身2件、それから子ども加算分を含む世帯1件分について不足分を補正したいものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。戻っていただきまして、補正予算書の9ページをお開きください。9ページ中段、17款2項5目、移住支援事業補助金の157万5000円は、歳出で説明しました妙高ふるさと暮らし応援事業の移住支援事業に対し、県から4分の3が交付される補助金であります。

以上で地域共生課所管事項の説明を終わります。

○委員長（岩崎芳昭） 妙高高原支所長。

○妙高高原支所長（横田晃悦） 続きまして、妙高高原支所の所管事項について御説明申し上げます。

補正予算書の10、11ページを御覧ください。上段、2款1項7目、妙高高原支所管理事業につきましては、原油価格高騰等の影響により、妙高高原支所並びに妙高高原メッセの電気とガス料金に不足が見込まれることから、所要額を補正したいものであります。

続きまして、12、13ページを御覧ください。上段、4款1項1目、妙高高原保健センター管理事業につきましては、先ほどの妙高高原支所管理事業と同様の理由により、妙高高原保健センターの電気とガス料金に不足が見込まれることから、所要額を補正したいものであります。

以上で妙高高原支所の所管事項について説明を終わります。

○委員長（岩崎芳昭） 財務課長。

○財務課長（大野敏宏） 続きまして、財務課所管分について御説明いたします。

歳入になりますが、8ページ、9ページを御覧ください。下段の21款1項1目繰越金につきましては、令和3年度からの繰越金の一部を補正財源として計上するものでございます。

以上、財務課所管の説明を終わります。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（岩崎芳昭） これより議案第88号のうち当委員会所管事項に対する質疑を行います。

宮崎委員。

○宮崎委員（宮崎淳一） お願いいたします。

まず、企画費なんですけど、えちごトキめき鉄道への支援ということで、配分といいますか、協力してということになっておりますが、今後というところで、この1月から3月、これを見通した予算額、確認なんですけど、それでよろしいでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） お答えいたします。

基本的には令和4年度中における影響額といったところで、令和3年度の使用料にいわゆる単価ですね、電気、それから燃料の単価差を乗じて掛けてというのが基本でございます。

以上です。

○委員長（岩崎芳昭） 宮崎委員。

○宮崎委員（宮崎淳一） それと、もう一点なんですけど、ちょっと今日こちらにですね、妙高支所のほうの支所長がいらっしゃらないんですが、本庁舎、妙高高原支所並びに妙高支所のほうもこういったこと予想されるのではないのかなというところで私は考えておったんですが、今回予算には計上されていなかった。その辺についてちょっと、総務課になるんでしょうか、妙高支所のほうはどんなもんなんですか。財務のほうだ。

○委員長（岩崎芳昭） 財務課長。

○財務課長（大野敏宏） お答えいたします。

妙高支所の光熱費の関係だと思うんですけども、今年度妙高支所の改修工事をしていまして、中の設備のほうも変更しておりまして、その点で当初予算においてある程度の見込額を見た中で計上させていただいておりますので、今年度の光熱費については今現在不足は生じていないというような状況でございます。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 今の光熱水費なんですけども、公共施設、相当な、トータルするとえらくすごい金額になるなと思ってるんですけども、今の世界情勢見ますとですね、一層エネルギー価格というのは上昇していくんだろうなというふうに思います。補正で払うのは払わなきゃいけないというのは分かるんですけども、やはり自衛手段としてですね、省エネ対策等をですね、一層やっていかなきゃいけないんじゃないかな、全庁的な取組も必要じゃないかというふうに思いますが、そこらについては総務課ではどういうふうな御指導をしているんでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 総務課長。

○総務課長（吉越哲也） 特に本庁舎を中心ということになりますけども、一番大きいのはまず空調の関係が使われることで大きくなりますけども、運転時間についても、今年の夏等を例えば挙げますとですね、遅くなってから冷房をかけるよりも比較的早い時間から冷やしたほうが全体としては消費電力が少ないということが分かりましたので、そういった調整ですとか、あと今毎週水曜日はノー残業デーということで、6時には一斉消灯をかけております。あと、今年度通年ノーネクタイという形で、クールビズといいますか、温度調整は極力職員のほうでもしてほしいということをやっておりますし、そういった形で対応しておりますし、本庁舎のほうについては電球のLED化を図ってきました。ただ、ちょっと価格の高騰で会議室分がまだ間に合っていないんですけども、そういった形をやっております。あと、今年度の予算でお認めいただきましたエネルギー監視装置というものを今年7月によく導入できたんですけども、そのことによってどういった場面で消費電力が上がっているかというのが分かっています。ちょっと長くなりますが、今年度でいうとコラボホールの電気料がかなり上がりましたのが分かっ

てまいりました。一番の原因は、選挙が3つあったということと、夏場に商品券を発行することになったために、あそこは調光性のついた発熱の高い電球なもんですから、そういったものが影響していたということがようやく分かってまいりましたので、そういったものについても設備の改善をしながらですね、全体を落としたいというふうな考え方を持っております。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） ぜひよろしくをお願いします。

もう一点、妙高ふるさと暮らし応援事業についてお尋ねさせていただきたいんですが、非常に移住者が増えるというのはですね、ありがたいことだなというふうに思っております。確定して補助金が必要な部分がこの4件とかという話になると思うんですけども、相談件数の伸びだとかですね、あるいはそれに対応してどういうふうにして結びつけてきたのか、今後の参考にもなりますので、お聞かせいただければと思います。

○委員長（岩崎芳昭） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） お答えいたします。

本事業につきましては、新潟県と共同で行っている事業でございます。令和元年度から制度化されたものでして、ちょっと年次別の実績を申し上げますと、元年度は1組、2年度はゼロ、3年度は2組、今年度に入って今現在2組の申請がございました。そのほかに問合せが3件あるということで、今回その不足分を補正させていただきたいというものでございます。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 東京でやった相談件数ですか。

○委員長（岩崎芳昭） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） これは、東京圏からこちらに移住された方に対する補助金になります。その申請期間は移住されてから3か月以降1年以内となっておりますので、相談につきましてはこちらのほうで行っております。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 先日の報道では、県のほうではですね、県の相談件数がえらく、三十何%も減っているというように、ちょっと危機感を覚えたんですけども、妙高市においてはこういう補助金を利用する方が増えたということで、ちょっと安心はしたんですけども、今後の取組については何か考えていることはありますでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 地域共生課長。

○地域共生課長（高橋正一） お答えいたします。

基本的には移住を促進するというので、住宅取得の支援、空き家対策、さらに今回の移住支援事業等々を行っております。これをベースにしながら、今後につきましては補助金と、あと都会であればまず妙高市に来ていただかなければ始まりませんので、そういった事業への拡充等々を、もちろん情報発信もございますが、そういったものについてしっかりやっていきたいと考えております。

○委員長（岩崎芳昭） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第88号 令和4年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第11号）のうち当委員会所管事項は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第88号のうち当委員会所管事項は原案のとおり可決されました。

---

○委員長（岩崎芳昭） 以上で当委員会に付託された案件の審査が全て終了しました。

---

閉会中の継続審査（調査）の申出について

○委員長（岩崎芳昭） 引き続き閉会中の継続審査（調査）の申出についてを議題とします。

閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

閉会中の所管事務調査については、委員、執行部のいずれからも申出はありませんでした。

お諮りします。閉会中の所管事務調査については、申出しないということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については、申出しないことに決定されました。

---

○委員長（岩崎芳昭） 以上で本日予定しておりました日程は全て終了しましたので、これをもちまして総務委員会を散会します。どうも御苦労さまでした。

散会 午前11時44分